

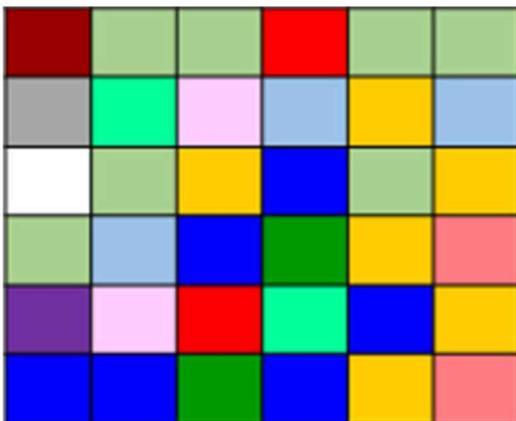
このパンフレットは、令和5年度の要望調査に向けて作成されたものです。
今後、制度内容の変更や、制度自体が廃止となる可能性がありますので、ご了承ください。

令和5年度 農地利用効率化等支援交付金

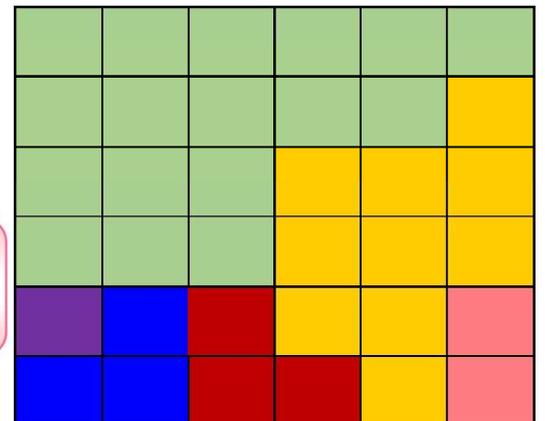
地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

要 望 調 査 用

現状



目標地図



地域が目指すべき将来の
集約化に重点を置いた
農地利用の姿の実現

農林水産省

1. はじめに（事業の概要）

農地利用効率化等支援交付金の概要は、以下のとおりとなっています。

ご自分の農業経営や導入したい農業用機械・施設の規模に応じて、どの事業を活用するかをご検討ください。

（1）融資主体支援タイプ →詳しくは2ページから

融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入を行おうとする農業経営体に対して、支援を行うものです。

農業経営体の経営改善の実績及び目標、地域における農地集積の実績等を地区ごとにポイント化し、上位の地区から採択されます。

なお、以下の取組について優先枠を設けて支援します。

- ① **新たな技術を活用した農業用機械等の導入**による労働力不足の解消等のための取組
- ② 規模拡大による経営発展が制限される中山間地域等で、施設園芸など**集約型の農業の導入**による収益の向上のための取組
- ③ 「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、**環境に配慮した営農**に積極的に転換していくための取組

○ 融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ

より高い目標をもって、農業経営体の主体性を発揮した取組、農業経営体と地域との相乗的發展を目指す取組、より規模拡大を図るための取組等を行おうとする農業経営体に対して、支援を行うものです。

※先進的農業経営確立支援タイプには優先枠はありません。

（2）条件不利地域支援タイプ →詳しくは7ページから

経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するため、必要となる共同利用機械等の導入を支援します。

2. 融資主体支援タイプについて

(1) 事業実施地区について

事業の実施地区は、以下のいずれかを満たす地区となります。

(該当するかどうかは市町村の農政担当部局へお問い合わせください。)

① 「地域計画」が策定されている地域

(事業実施年度内に地域計画の策定が確実であると市町村が認める地域を含む。)

② 「実質化された人・農地プラン」が作成されている地域

(令和6年度末までに地域計画が策定されることが明らかな場合に限る。なお、事業実施年度内に「実質化された人・農地プラン」の作成が確実であると市町村が認める地域を含む。)

③ 農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者が営農する範囲

(「地域計画」と「実質化された人・農地プラン」のいずれも策定又は作成されていない地域であって、令和6年度末までに地域計画が策定されることが明らかな場合に限る。)

(2) 助成対象者について

本事業の支援の対象となる経営体は、以下のとおりです。

ただし、新規に就農した方は認定就農者又は認定農業者に限ります。

① 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。)

② 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体

(事業実施年度内に中心経営体に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。)

((1)の②の場合に限る。)

③ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

((1)の②の場合に限る。)(※)

④ 農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者((1)の③の場合に限る)

※ ③の市町村が認める者とは、以下の事項を含めて市町村が設定する判断基準を満たす農業者です。

- 10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していること

(3) 支援の対象となる事業内容について

支援の対象となる事業内容は、以下のとおりです。

- ① 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕
- ② 農地等の造成、改良又は復旧

例えば、

- ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - ・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
 - ・ ビニールハウスの整備
 - ・ 畦畔の除去、明きよ・暗きよ排水の整備などの農地等の改良
- などが支援の対象となります。



事業内容の主な要件：

- ・ 融資を受けて機械等の導入を行うこと。（※1）
- ・ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・ 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。（※2）
- ・ 運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。（※3）
- ・ 助成対象者の成果目標に直結するものであり、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。

※1 対象となる融資は、以下の機関が貸し付けを行う資金です。

- ・ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、都道府県

※2 中古機械及び中古施設にあっては、上記の要件に加え、使用可能と認められる年数が2年以上のものであることが必要です。

※3 ただし、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る）などの機械については、以下の①～③の要件すべてを満たす場合に限り助成の対象となります。

- ① 農業の生産等に係る作業に使用する期間において他用途に使用されないものであること
- ② 農業経営において真に必要であること
- ③ 導入後の適正利用が確認できるものであること

また、環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設及び中間拠点施設（農機具格納庫等）などの施設については、①～③の要件に加え、ほ場又はほ場の隣接地に設置するものにより対象となります。

(4) 優先枠について

特定の取組に対し、優先枠を設けて支援します。

新たな技術を活用した農業用機械等の導入による、労働力不足の解消等のための取組を支援（[スマート農業優先枠](#)）

例えば、

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 農業用機械の自動操舵システム、 | ② 土壌センサー搭載型可変施肥田植機 |
| ③ 農薬散布等無人航空機（ドローン） | ④ 水田の高度水管理システム |
| ⑤ 施設園芸の高度環境制御システム | ⑥ ほ場環境等に応じた生産管理最適化システム |
| ⑦ 自動収穫・選果作業機 | ⑧ 牛個体管理システム |
- などを導入しようとする方が対象になります。

「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、環境に配慮した営農に積極的に転換していくための取組を支援（[グリーン化優先枠](#)）

以下の①又は②について、数値目標を設定して取り組む方が対象になります。

- ① 温室効果ガスの削減又は化学農薬、化学肥料使用量の削減
- ② 有機JASの認証を受けている面積の拡大
(新たに有機JASの認証を受ける場合を含む。)

土地利用の制約などから、規模拡大による経営発展が制限される地域等における、集約型の農業の導入による収益の向上のための取組を支援（[集約型農業経営優先枠](#)）

以下の①から③を満たす方が対象になります。

- ① 耕種農家であること
- ② 目標年度における1ヘクタール当たりの付加価値額が50万円以上であること
- ③ 目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと

(5) 成果目標について

支援を受ける方は、[①の必須目標と、②から④の選択目標（1つ以上を選択）について、目標年度（令和5年度事業の場合は令和7年度）の具体的な数値目標を設定し、その目標を達成していただく必要があります。](#)

【必須目標】 ①付加価値額（収入総額 - 費用総額 + 人件費）の拡大

【選択目標】

②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、④経営コストの縮減

また、今後行う取組についてポイント化する場合は、以下の⑤から⑧の対応する項目についても目標設定が必要です。

【事業関連取組目標】

⑤経営面積の拡大、⑥労働時間の縮減、⑦経営管理の高度化、
⑧他産業との連携

(6) 助成金の算定方法について

個々の事業内容ごとに、以下の計算方法①～③により算定した額のうち一番低い額が助成金額となります。

ただし、算定した額が上限額を超える場合は上限額が助成金額となります。

〈計算方法〉

- ① = $\frac{\text{事業費} \times 3}{10}$
- ② = 融資額
- ③ = 事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額

〈上限額〉

法人・個人問わず 300万円

※ 目標地図に位置付けられた者であって、目標年度の経営面積が次に掲げる基準以上となる場合は、600万円

- ・ 水田作等 20ヘクタール
- ・ 露地作 5ヘクタール
- ・ 果樹作 3ヘクタール
- ・ 施設園芸作 1ヘクタール

※ 先進的農業経営確立支援タイプの場合は、法人1,500万円、個人1,000万円

(7) 追加的信用供与補助事業について

融資機関から融資を受ける際に、原則として、融資物件以外の担保及び同一経営外の保証人の確保が難しい場合でも、適切な融資計画を策定した経営体に対して、農業信用基金協会による確実な機関保証制度を措置します。

被保証者ごとの保証上限額は、各都道府県農業信用基金協会ごとに以下の水準に設定され、農業制度金融における無担保・無保証人による債務保証の上限額は、通常の2倍程度に拡大されます。

区分		保証上限額	備考
認定農業者	個人	3,600万円	
	法人	7,200万円	
認定農業者以外の者	個人	3,000万円	
	法人	6,000万円	任意団体も同じ

保証を受けるためには、別途、審査と保証料が必要になります。



3. 地域計画及び実質化された人・農地プランについて (参考)

(1) 地域計画とは

地域計画とは、農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される、地域の将来（おおむね10年後）の農地利用の姿を明確化した設計図です。

策定までの流れは以下のとおりです。

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施。
- ② これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図（目標地図）を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告。
その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成。

(2) 実質化された人・農地プランとは

本事業でいう「実質化された人・農地プラン」とは、以下をいいます。

- ① 集落内でアンケート調査及び農業者の年齢階層や後継者の有無を地図化し、これを基に農業者等の関係者の徹底した話し合いを経て今後の農地利用を担う経営体の在り方を定めた（実質化）人・農地プラン
- ② 実質化されていると判断される既存のプラン
- ③ ①と同等の手続きを経て作成された同種取決め等（中山間直接支払交付金の「集落協定」など。）

※ 上記の詳細は、「実質化された人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経第494号経営局長通知）」に記載されています。

[詳細はお近くの市町村の農政担当部局にお問い合わせください。](#)

4. 条件不利地域支援タイプについて

(1) 事業実施地区について

事業の実施地区については、以下の①から③までのいずれかに該当する地区になります。
(該当するかどうかは市町村の農政担当部局にお問い合わせください。)

項目	都府県	北海道
①農家1戸当たりの平均農地面積が右記に該当する地域	・ おおむね0.5ha未満、かつ0.5ha未満の農家がおおむね5割以上	・ おおむね2ha未満、かつ2ha未満の農家がおおむね5割以上
②販売農家に対する副業的農家の割合が右記に該当する地域	・ 7割以上、かつ主業農家の割合が1割以下	・ 3割以上、かつ主業農家の割合が6割以下
③事業実施主体（市町村）が認める右記に該当する地域	・ 平均農地面積がおおむね1ha未満、かつ1ha未満の農家がおおむね5割以上占める地域	・ 平均農地面積がおおむね2ha、かつ2ha未満の農家がおおむね5割以上占める地域
	上記の条件を満たす地域であって、周辺の地域等と比べて、農産物販売金額が低く又は高齢化率・耕作放棄地率が高いなど、経営体を育成・確保する必要性があると事業実施主体が認める地域	
※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家 ※副業的農家：年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家 ※主業農家：農家所得の5割以上が農業所得で、年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家		

(2) 助成対象者について

本事業の支援の対象となる経営体は、以下のとおりです。

1 農業者等の組織する団体

農家3戸以上が構成員に含まれている以下の団体。なお、農家が全体の議決権の過半を占める等、団体の事業活動を実質的に支配すると認められる必要があります。

- ① 農事組合法人
- ② 農事組合法人を除く農地所有適格法人
- ③ 特定農業法人及び特定農業団体
- ④ 農作業の受託及び共同化、農畜産物の生産、加工、流通、販売等を行う法人又は任意団体（集落営農組織を含む。） など

2 参入法人

以下の要件を満たす参入法人（解除条件付きで農地等の権利設定を行う法人）

- ア 3戸以上の農家から利用権の設定若しくは農作業の委託を受けて、農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- イ 会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（子会社は除く。）であること。

3 事業実施主体が認める団体等

1及び2以外の団体等であって、意欲ある経営体に代わって機械等を導入することが妥当であると事業実施主体（市町村）が認める農業協同組合、土地改良区、農業委員会、第3セクター等

(3) 支援の対象となる事業内容について

経営体が共同で利用する経営規模の拡大や多角化・複合化を進めるための機械等が対象となります。なお、整備する機械等は次の基準を満たす必要があります。

<事業内容の主な要件>

- ・ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
 - ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
 - ・ 事業の対象となる機械又は施設は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。（※）
 - ・ 助成対象者の成果目標に直結するものであり、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。
- ※ 中古機械及び中古施設にあつては、上記の要件に加え、使用可能と認められる年数が2年以上のものであること。

(4) 助成金の算定方法について

整備内容ごとに1/2（農業用機械は1/3※）を乗じて得た額の合計額（4,000万円上限）の範囲内で助成されます。

※ 沖縄県で実施する場合及び水稻直播機等の機械にあつては1/2。

(5) 対象となる整備内容の詳細

支援の対象となる主な整備内容は次のとおりです。

助成対象となる主な整備内容	実施要件等
① 農業用機械等の整備 <ul style="list-style-type: none">・ 農業用機械等の取得・ 乾燥調製、集出荷、育苗、加工、冷蔵、貯蔵、包装、高品質堆肥の製造・保管等に必要な機械及び施設等の整備・ 農業用水の配管・ポンプ等の整備・ 販路拡大、鮮度維持等のための施設の整備・ 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備など	農業用機械にあつては、1/3以内（ただし、沖縄県で実施する場合並びに水稻直播機、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械を対象とする場合は1/2以内。）
② 簡易な基盤整備 <ul style="list-style-type: none">・ 区画整理、畦畔整備、用排水整備、農道整備、農地保全整備、建物用地整備、農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量及び許可申請	受益面積は1事業地区について5ha未満

【メモ】

本事業による農業者への支援は市町村等を通じて行われます。

本事業の詳細については、市町村の農政担当部局や都道府県の農政担当部局又は以下の各地方農政局等へお問い合わせください。

【地方農政局等】

東北農政局 経営・事業支援部経営支援課 022-263-1111(内線4546)

[管轄:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県]

関東農政局 経営・事業支援部経営支援課 048-600-0600(内線3839)

[管轄:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県]

北陸農政局 経営・事業支援部経営支援課 076-263-2161(内線3947)

[管轄:新潟県、富山県、石川県、福井県]

東海農政局 経営・事業支援部経営支援課 052-201-7271(内線2356)

[管轄:岐阜県、愛知県、三重県]

近畿農政局 経営・事業支援部経営支援課 075-451-9161(内線2797)

[管轄:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県]

中国四国農政局 経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511(内線2496)

[管轄:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県]

九州農政局 経営・事業支援部経営支援課 096-211-9111(内線4495)

[管轄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県]

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部経営課 098-866-0031(内線83290)

[管轄:沖縄県]